

議題 1 福島県社会福祉審議会運営規程の改正について

1 改正理由

平成 25 年に社会福祉法の改正により、社会福祉審議会の委員定数の規定が削除されたことを踏まえ、福島県社会福祉審議会条例に委員定数を規定するため、審議会の組織構成及び定数の見直しを行い、平成 25 年 12 月議会において改正案を提案し可決された。

この時、条例の第 3 条が新たに追加となったことから、旧第 3 条以降の条項が繰り下げとなったが、条例を参照している運営規程が修正されていないため、所要の改正をするもの。

2 改正の内容

以下のとおり、第 1 条の条文を改正するもの。新旧対照表及び改正後全文は別添資料のとおり

現行	改正後
(目的) 第 1 条 この規程は、福島県社会福祉審議会条例(平成 12 年 3 月 24 日福島県条例第 33 号)第 8 条の規程に基づき、福島県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この規程は、福島県社会福祉審議会条例(平成 12 年 3 月 24 日福島県条例第 33 号)第 9 条の規程に基づき、福島県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(参考) 福島県社会福祉審議会条例(一部抜粋・平成 25 年 12 月改正後)

(調査審議事項)

第 8 条 審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

3 施行期日

令和 4 年 2 月 日から施行する。

※ 施行期日は審議事項回答書が取りまとまった日付とする。